

はじめに

札幌市では、平成30年に6か年の「さっぽろ障がい者プラン2018」を策定し、障がいのある方もない方も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会の実現」を基本理念として掲げ、障がい者施策の充実に向けた取組を進めてまいりました。

この間、国においては、平成30年4月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障がいのある方の生活や就労に係るサービスの充実などが図られるとともに、平成30年6月の障害者文化芸術活動推進法、令和元年6月の読書バリアフリー法や改正障害者雇用促進法の施行など、社会参加促進のための環境整備も進められてきたところ です。

こうした施策の動向や国の計画に示される新たな方向性に対応するため、このたび、「さっぽろ障がい者プラン2018」の折り返し地点となる令和3年4月を始期とした「札幌市障がい福祉計画(第6期)」「札幌市障がい児福祉計画(第2期)」を策定いたします。

本計画は、障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができるよう、必要な障がい福祉サービス等の提供体制の確保を図るもので、今回の改定ではこれまでの取組に加え、新たな成果目標としてサービスの質の向上のための取組を推進していくこととしております。高齢化や多様化するニーズにしっかり対応すべく、さまざまな事業所支援の取組などを通じてサービスの更なる充実を促し、障がいのある方の地域生活を支えてまいります。

最後に、計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました札幌市障がい者施策推進審議会及び計画検討部会の委員の皆様をはじめ、さまざまな形で貴重なご意見やご提案をいただいた市民の皆様や関係機関・団体の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和3年(2021年)3月

札幌市長 秋元克広

